



住民異動などの届け出は忘れずに



就職や転勤など住民異動の多い時期です。住所などを異動したときは、住民異動の手続きと併せて、国民健康保険(国保)や国民年金などの手続きも必要です。

受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

手続きの方法 本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、保険証など)を用意し、市民課、または各支所地域振興課へ

※同一世帯以外の方が代理人として届け出をする場合は、委任状が必要です。

異動の種類	届け出に必要な物
転出(市外への引っ越し)	届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人
転入(市外からの引っ越し) ※住み始めた日から14日以内に届け出をしてください。	届け出に来た人の印鑑 通知カード 転出証明書……………前住所地の市区町村で発行 (県内からの転入)後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 (県外からの転入)後期高齢者医療負担区分等証明書……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険受給資格証明書……………要介護認定を受けている人 年金手帳……………国民年金の加入者 マイナンバーカード、住基カード……………カードの交付を受けている人 ※暗証番号が必要です。 在留カードまたは特別永住者証明書……………外国人住民
転居(市内の引っ越し) ※転居した日から14日以内に届け出をしてください。	届け出に来た人の印鑑 通知カード 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人 マイナンバーカード、住基カード……………カードの交付を受けている人 ※暗証番号が必要です。 在留カードまたは特別永住者証明書……………外国人住民
世帯主の変更 ※変更があった日から14日以内に届け出をしてください。	届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入世帯

市民課(市役所本庁1階) ☎0848・67・6047、本郷支所地域振興課 ☎0848・86・1111、久井支所地域振興課 ☎0847・32・7111、大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222

引っ越しが決まったら水道部へ届け出を

水道部管理課
☎0848・64・2243

異動の種類	届け出る内容
市内で転居 市外へ転出	お客様番号、現住所、名前、引っ越しする日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は、手続きの際に申し出てください。
市外から転入	新住所、名前、電話番号、使用を開始する日

使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号 0123-045678-01

設置場所 方書 〇〇〇〇 〇〇〇〇

ご契約者名 スイドウ タロウ 様

用途 〇〇〇〇

メーター番号 〇〇〇〇

検計日	月	日	
今回指針			m ³
前回指針(一)			m ³
旧メーター水量(+)			m ³
今回ご使用水量			m ³
(前年同期水量)			m ³
予定水道料金・予定下水道使用料			
請求月	年	月	年

引っ越しが決まったら、早めに水道部に連絡してください。連絡がないと、使用していても基本料金がかかります。水道部ホームページからも手続きができます。

市民防災訓練を行います

大地震発生を想定した防災訓練を行います。いつ起きるか分からない地震災害に備え、積極的に参加しましょう。とき 21日(水・祝)9時～10時30分ごろ

ところ 市内全域

●情報伝達・安全行動訓練(9時～)

F M告知端末や市メール配信システム、屋外スピーカーなどで訓練情報を流します。情報が流れたら安全行動を取ってください。

※今春開局のFMみはら87・4MHzでも訓練情報を流す予定です。

●避難訓練(9時10分～)

市や自主防災組織などが開設する避難所に避難しましょう。

開設する避難所 第一中学校、第二中学校、南小学校、第四中学校、第五中学校、幸崎中学校、宮浦中学校、旧向田小学校、本郷生涯学習センター、久井就業構造改善センター、大和支所、そのほか自主防災組織などが開設する避難所

※市が開設する避難所では、市防災士ネットワークによる防災講話などを行う予定です。

●訓練終了(10時30分ごろ)

安全行動とは



▲広島県防災キャラクター「タスケ三兄弟」

●危機管理課

☎0848・67・6197

市営住宅の受付窓口が変わります

4月から市営住宅の管理などの業務を指定管理者「三原市営住宅管理グループ」が行います。入居の申し込みや各種相談などは、指定管理者の窓口を利用してください。

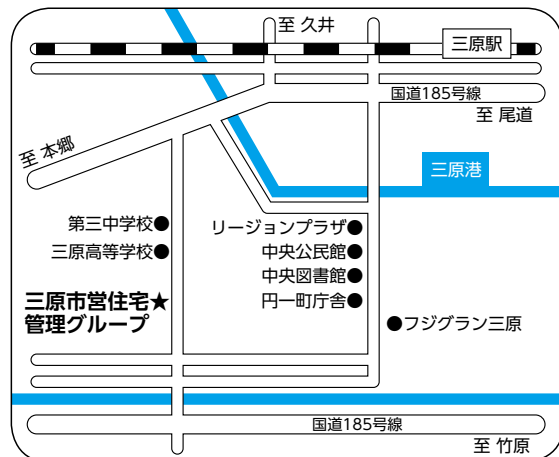
業務開始日 4月2日(月)

開所時間 8時30分～17時30分(土日・曜日、祝日を除く)

所在地 〒723-0016 宮沖四丁目12番2号

電話 0848・62・1800

※詳しくはホームページ(<http://www.shiejyutaku-mihara.jp/>)を確認してください。



●建築課

☎0848・67・6120

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉試験放送を実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備えて、Jアラートを利用した全国一斉の試験放送を実施します。市内58カ所に設置している屋外スピーカーやFM告知端末、今春開局のFMみはら87・4MHzで試験放送が流れます。市のメール配信システムに登録している人には試験メールが配信されます。とき 14日(水)11時から1分間程度



●危機管理課

☎0848・67・6165



加入者みんなでおさえ合う国民健康保険

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気がけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

国民健康保険の手続きには
マイナンバー(個人番号)が必要です

国民健康保険の手続きでは、届出書や申請書への世帯主と対象者両方のマイナンバーの記載、本人確認が必要で

す。

加入・脱退の手続きは早めに

国民健康保険の加入・脱退などの手続きは、世帯主または同じ世帯の世帯

国保だより



振興課で手続きしてください。

4月から国民健康保険制度が変わります

現在の国民健康保険は皆さんの納めた国民健康保険税を財源として、市町単位で運営していますが、今年4月からは県と市町が共同で運営します。

●サービスの拡充

県内で他の市町に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯と認められるときは、高額療養費の該当回数を通算されます。

●保険証の様式と更新日の統一

保険証には、「広島県」と記載され、更新日は県内全域で8月1日に統一されます。

※70歳以上の人に交付している高齢受給者証は、保険証と一体化した1枚のカードになります。

●窓口は居住する市町です

国民健康保険の窓口は、4月以降も引き続き、居住する市町です。制度の変更に関して、被保険者の皆さんが手続きなどを行う必要はありません。

☎保険医療課(制度について)

☎0848・67・6050

☎0848・67・6031

☎0848・67・6035

☎0848・67・6035

表1

	異動の種類	届け出に必要な物
国民健康保険に加入する	他の市区町村から転入したとき	他市区町村の転出証明書、印鑑、マイナンバー
	職場などの健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書、印鑑、マイナンバー
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑、マイナンバー
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印鑑、マイナンバー
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止通知書、印鑑、マイナンバー
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、マイナンバー
国民健康保険をやめる	他の市区町村へ転出するとき	保険証、印鑑、マイナンバー
	職場などの健康保険に加入したとき	国民健康保険と職場の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入した証明書)、印鑑、マイナンバー ※加入する健康保険によっては、職場の保険証の提示を省略できる場合があります。
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	保険証、喪主の通帳、喪主が分かる書類、印鑑、マイナンバー
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護決定通知書、印鑑、マイナンバー
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード、マイナンバー
その他	転居したとき	
	世帯主が変わったとき	保険証、印鑑、マイナンバー
	世帯を分けたとき、一緒にしたとき	
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書など、印鑑、マイナンバー
	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	使えなくなった保険証、印鑑、マイナンバー

保険証は、運転免許証やマイナンバーカードなど、官公庁が発行した写真付き証明書で本人確認ができる場合のみ、窓口で交付します。それ以外の場合は郵送します。

員による届け出が必要です。

表1に該当するときは、14日以内に市民課(市役所本庁1階)、各支所地域

駅前東館跡地活用事業の 審査講評についてお知らせします

●設計・建設
駅前東館跡地に公共施設と民間施設の複合施設を整備する事業について公募型プロポーザルを実施し、昨年12月に鹿島建設グループを優先交渉権者に決定しました。

学識経験者などで構成する審査会では、「事業計画」「設計・建設」「地域経済・活性化への配慮・貢献」の事項について提案内容を審査し、次の点を評価しました。

●事業計画

ホテルやスーパー、駐車場などの民間施設部分の事業提案が具体的に、図書館と広場との連携により市中心部にぎわいづくりや活性化が期待できる。



▲施設のイメージ図



▲施設の配置図(予定)

●設計・建設

施設の外觀が浮城をイメージし、市の景観づくりの方針に沿っている。また、歩行者専用通路を南北と東西に整備することで、通路と広場で連携したイベントを開催できる。図書館は情報通信技術化を見据えた機能を備え、広場や通りから中が見える設計で利用促進の効果が期待できる。

●地域経済・活性化への配慮・貢献

民間施設の整備が地元雇用の創出につながる。ホテルの整備により国内外からの来街者を受け入れることで経済効果が期待できる。

選考結果や審査の講評は市ホームページで公開しています。

☎経営企画課

☎0848・67・6009

春の幸せの三原ぐるめキャンペーン

市ではタコ料理・地酒・おやつ等のブランド化を進めるため市内の参加店舗と協働で、春の幸せの三原ぐるめキャンペーンを開催中です。参加店舗で1000円以上の買い物または飲食をし、応募すると、抽選で三原やっさタコやお皿、オリジナルラベルの地酒などが当たります。

※詳しくは、専用ホームページ(<http://mihara-gourmet.jp/>)で確認してください



期間 25日(日)まで

プラチナフェア 2018 in 三原

デューク更家さん による健康講座 & ウォーキング教室

参加費無料

とき 24日(土) 14時~15時30分
ところ 南小学校 体育館
校 体育館
用意する物 上履き
※希望者は直接、会場へ。



▲デューク更家さん

☎経営企画課

☎0848・67・6270

市中心部の ランドデザイン 発表会

とき 23日(金) 18時~20時
ところ 市民ギャラリー(ペアシティ 三原西館2階)

内容 市中心部の景観づくりや発展の方向性、エリアごとのコンセプトなどを定めた計画「ランドデザイン」の発表



▲ランドデザインのイメージ

※希望者は直接、会場へ。



公共下水道を使用できる区域が 広がります

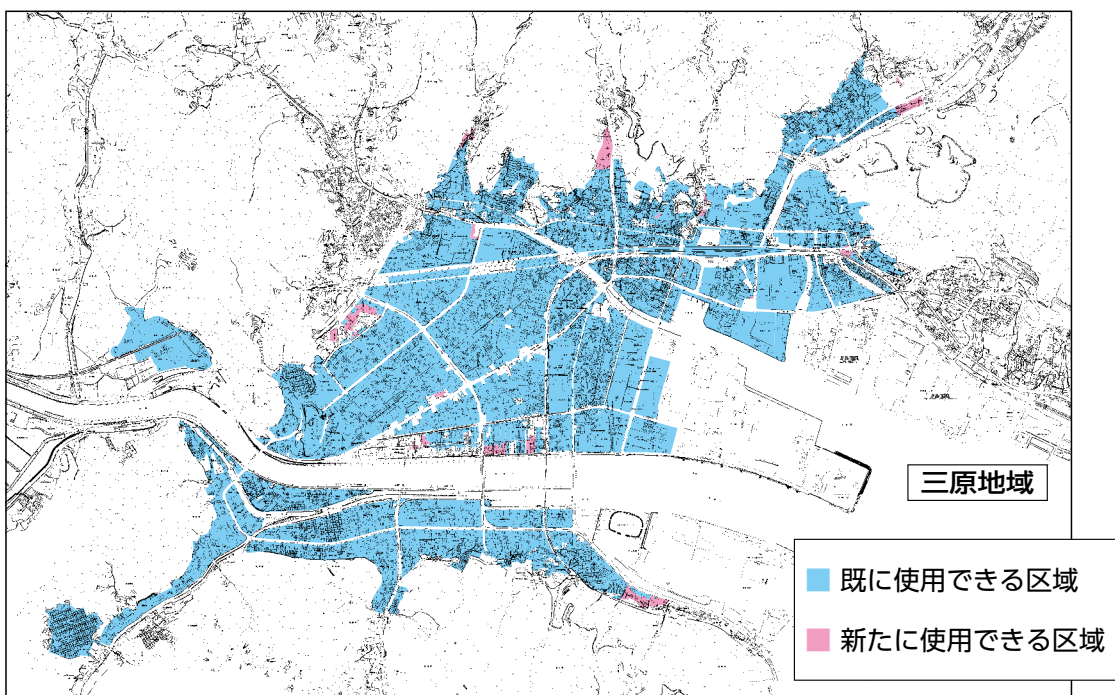
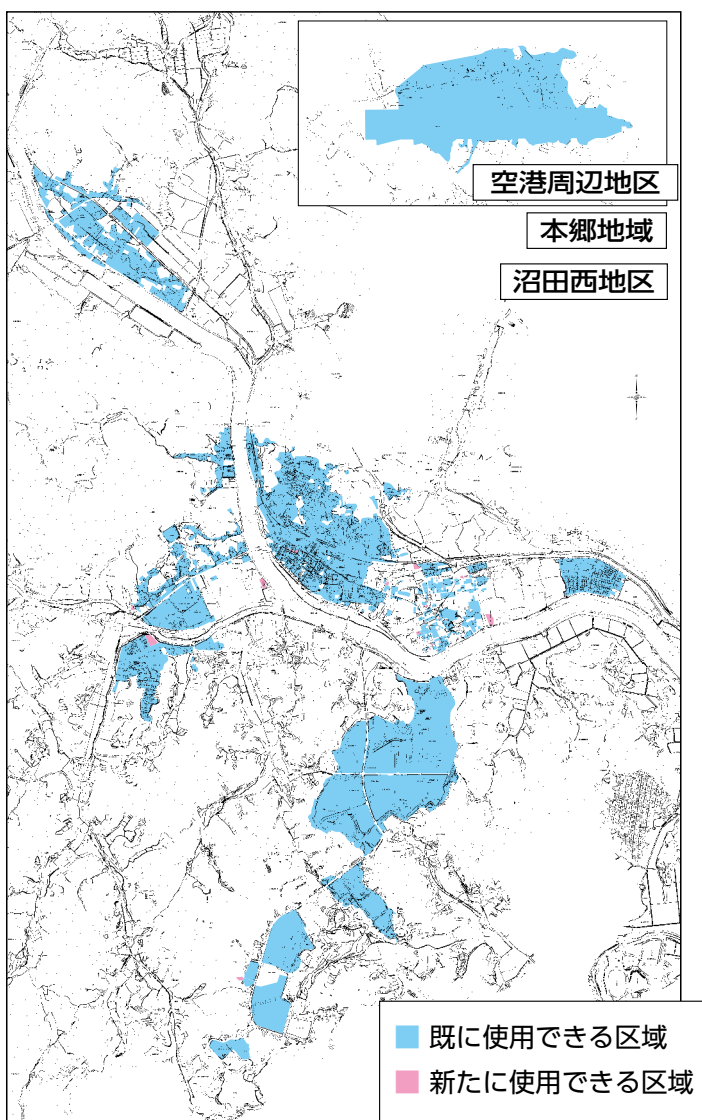
― 区域内の人は下水道に接続しましょう ―

30日(金)から、図の■の区域で新たに公共下水道が使用できるようになります。今年1月末時点で、使用可能区域内の接続率は約87・8%です。公共下水道に接続すると、衛生的に生活ができ、地域の環境保護、川や海の水質保全にもつながります。

公共下水道が使用できる区域では、できるだけ早期に接続しましょう。使用できる区域になって3年以内に接続する場合は、融資あっせん制度を利用できます。詳しくは、下水道整備課に相談してください。

● 悪質な業者に注意を

市からの委託で排水管や公共ますの点検・清掃に来たと説明し、契約や代金の支払いを迫る業者があります。市はこのような業務を業者に委託していません。十分に注意してください。



● 新たに公共下水道が使用できるようになる区域

東町一丁目、中之町二丁目、城町一丁目、本町二・三丁目、港町一丁目、西町二丁目、西宮二丁目、宮浦一・五丁目、頼兼二丁目、皆実二・五・六丁目、和田二丁目、貝野町、沼田西町惣定、本郷南二・三・四・五・六丁目、下北方一・二丁目、南方二丁目のそれぞれ一部地域

☎ 下水道整備課 ☎0848・67・6049